

図表1

Ⅰ 法人税改革の議論と課税の現状

○ 法人税改革の狙いと論点

「日本再興戦略」改訂2014

日本の「稼ぐ力」を取り戻す → 「国を変える」

→ 成長志向型の法人税改革

- 立地競争力: 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す
(法人実効税率=国税+地方税+調整)
- 負担構造の改革: 税率引下げ+課税ベースの拡大→ 高収益企業の再投資余力を増大させる

政府税制調査会「法人税の改革について」(6/27)

- 地方法人課税における応益課税
- 財政再建との両立

(財政全体および地方との関係は重要な問題だが、本日のテーマとはしない)

1

図表2

法人税の改革について

(政府税調 2014.6.27)

○ 具体的な改革事項

- 1) 租税特別措置の見直し
- 2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- 3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- 4) 減価償却制度の見直し(定額法に)
- 5) 地方税の損金算入の見直し
- 6) 中小法人課税の見直し(資本金基準の妥当性)
- 7) 公益法人課税等の見直し
- 8) 地方法人課税の見直し(付加価値割りの拡大、対象法人の拡大)

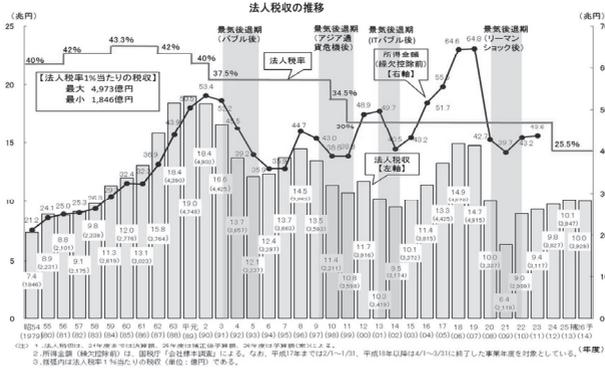
○ 合わせて検討すべき事項

- a. 資本所得課税(法人段階が下がるなら上げるべき)
- b. 給与所得控除(法人成りとの関係)
- c. 住民税や固定資産税

2

図表5

法人税収額(国分)の推移
 ピーク時:19兆円('89) → ボトム:6.4兆円('09) → 10兆円('14予算)

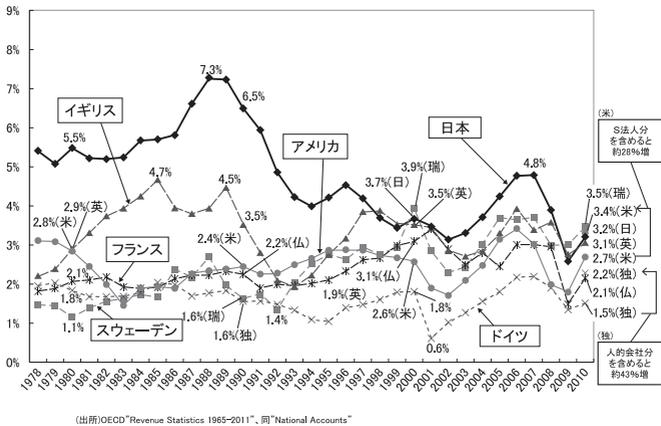


出所: 税制調査会資料

5

図表6

法人所得課税(国・地方)の税収の推移(対GDP比)

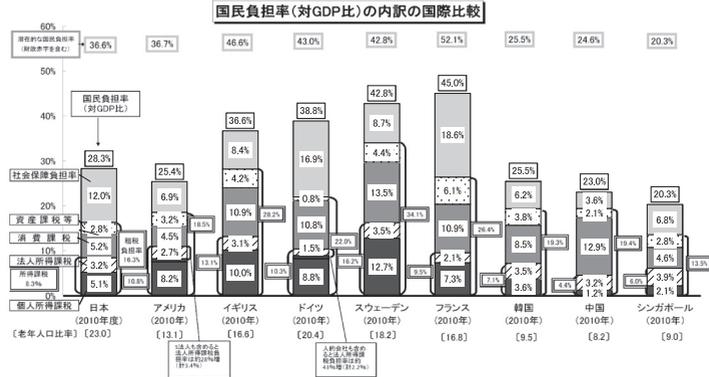


出所: 税制調査会資料

6

図表7

法人所得課税のウェイト：国際比較



(注) ① 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD「Revenue Statistics 1985-2011」及び同「National Accounts」及び同「Economic Outlook No.6」、中国、シンガポールは IMF「World Economic Outlook October 2012」「Government Finance Statistics 2012」及び各国資料による。なお、日本の平成22年度(2010年度)平均ベースでは、国民負担率:39.4%、租税負担率:16.7%、個人所得課税:5.4%、法人所得課税:3.4%、消費課税:5.2%、資産課税等:2.7%、社会保険負担率:12.7%、潜在的国民負担率38.6%となっている。
 ② 租税負担率は国税及び地方税の合計の総額である。また、個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 ③ 四捨五入の関係上、各項目の合計の和が合計値と一致しないことがある。
 ④ 老年人口比率については、日本は2010年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合「World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database」による)である。なお、日本の2013年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」平成24年(2012年)11月推計)による)は25.1%となっている。

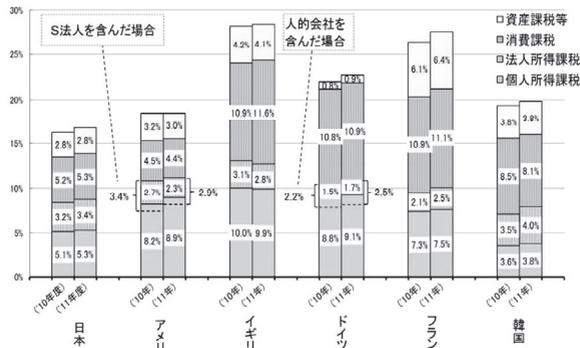
出所：税制調査会資料

図表8

低い租税収入規模→大幅赤字・法人税収入規模のGDP比は小さい

***→ 税収の中での法人税の構成比は約20%

税目別収入(対GDP比)の国際比較(2010, 2011)



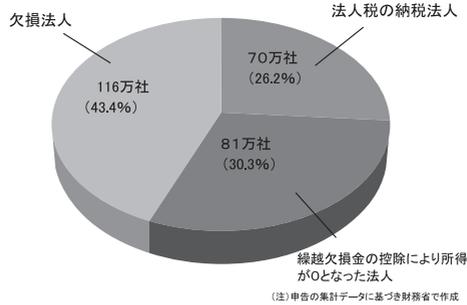
出所：税制調査会資料

図表11

欠損法人の4割は繰越欠損金の控除により所得ゼロ

法人税の納税状況(平成23年度)

全法人合計(約267万社)

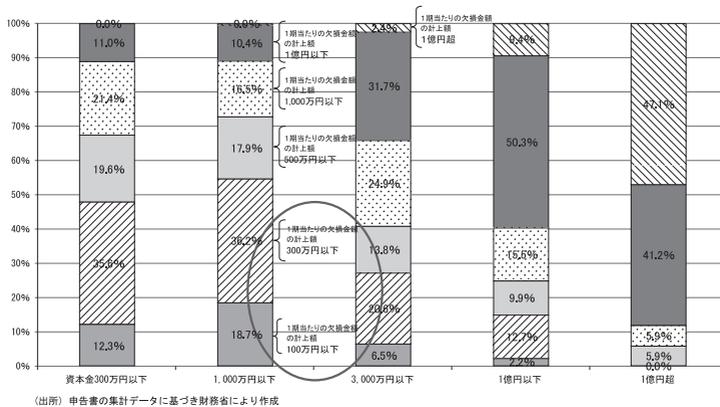


出所: 税制調査会資料

11

図表12

7期欠損(うち3期繰越控除適用)法人のうち、3期連続黒字がない法人
→小規模法人では1期当たりの欠損金額の計上額が100~300万円程度

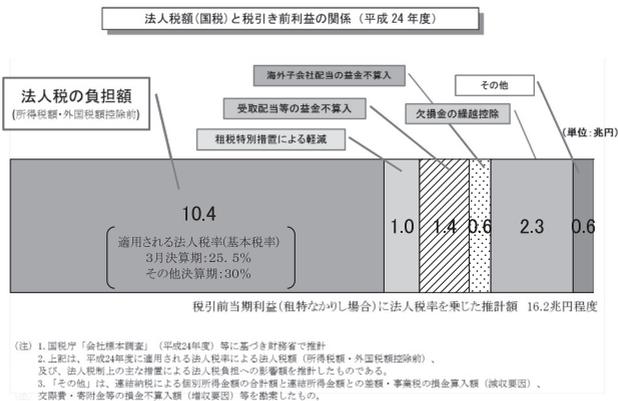


出所: 税制調査会資料

12

図表13

B 課税ベースの縮小と業種別負担額 欠損金の繰越控除、租特、受取配当の益金不算入等

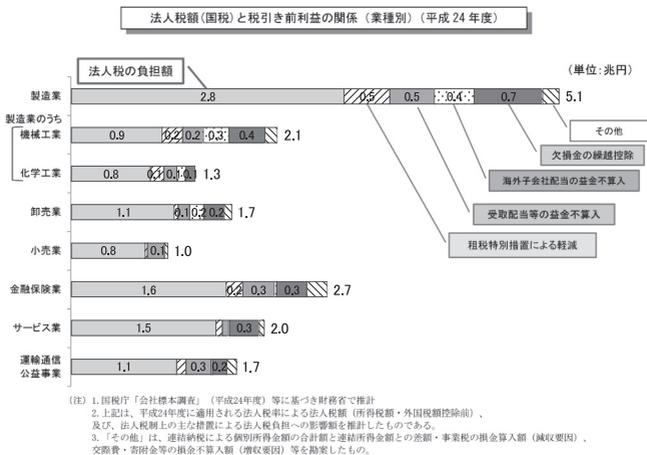


出所:税制調査会資料

13

図表14

業種別の法人税額(国税分)



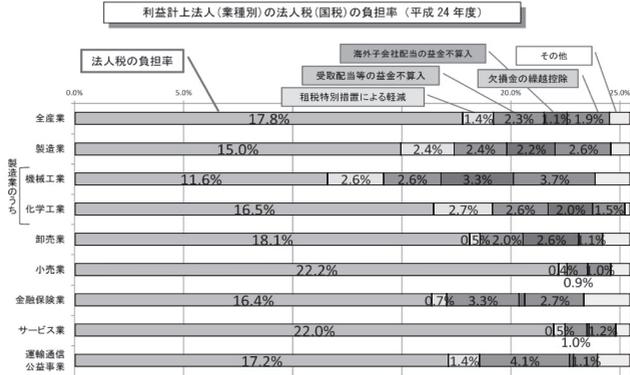
出所:税制調査会資料

14

法人税改革と資本市場

図表15

業種別の法人税の負担率(国税分)



(注) 1. 国税庁「会社基本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計
 2. 上記は、利益計上法人(所得金額が正である法人)について、法人税率(表面税率)を25.0%と置いた場合の税が相当額利益(租税特別措置なかりし場合)に占める法人税の割合、及び、法人税制上の主な措置による税負担への影響割合を推計したものである。

出所: 税制調査会資料

15

図表16

C 組織形態選択への影響

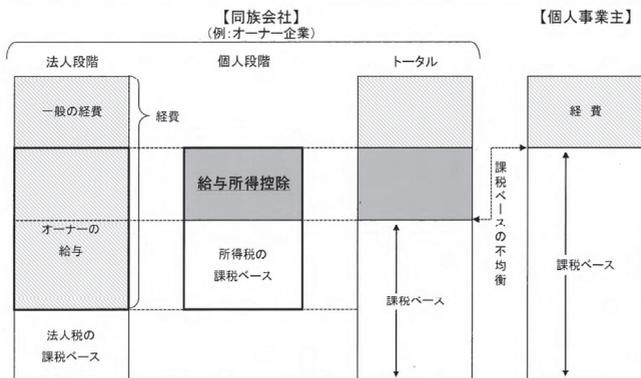
	中小企業(資本金1億円以下)	個人事業主(青色申告)
税率	(国税) 法人税: 15%(H24.4.1~H27.3.31)(年800万円以下の所得) 25.5%(年800万円超の所得) 地方法人税: 法人税額に対し4.4%(H26.10.1以後) (地方税)(H26.10.1以後) 法人住民税: 法人税額に対し12.9% 法人事業税: 3.4%(課税所得400万円以下、 5.1%(800万円以下)、 6.7%(800万円超)) 地方法人特別税: 法人事業税額に対し43.2% ※上記のほか法人住民税の均等割(最長7万円)がある。	(国税) 所得税: 5%(課税所得195万円以下)、 10%(330万円以下)、20%(695万円以下) 23%(900万円以下)、33%(1,800万円以下) 40%(4,000万円以下)、 45%(4,000万円超:H27年分から) (地方税) 個人住民税: 10% 個人事業税: 3~5%(事業主控除290万円) ※上記のほか個人住民税の均等割(4,000円)がある。
代表者(役員)報酬	・法人段階: 原則損金算入(定期同額のもの等) ・個人段階: 給与所得控除あり	・法人段階: ー ・個人段階: 所得を得るために必要となった経費は、必要経費として事業所得から控除(給与所得控除はなし)。 ・その他: 青色申告特別控除あり(65万円/10万円)
専従従業員給与	・損金算入(ただし過大分等は損金不算入)	・必要経費に算入可能(相当と認められる範囲内) ※事業に専従していることが要件。事前に税務署への届け出が必要。
欠損金の繰越し	・9年間繰越可能(青色申告者のみ)	・3年間繰越可能(青色申告者のみ)
減価償却	・定額法・定率法等で計算した償却限度額の範囲内(法人が損金経理した金額)	・定額法・定率法等で計算した金額

出所: 税制調査会資料

16

図表17 給与所得控除の存在により法人段階の課税が変質

事業形態の選択による課税の不均衡



出所: 税制調査会資料

17

図表18

II 法人課税の影響・効果

- 未決着の論点
 - 1 法人課税の本質(担税力の根拠)
 - 2 最終的に誰が負担しているのか(帰着の問題)
- 法人税制と投資・資本政策
 - 1 投資への影響
 - 税率、償却スケジュール、投資税額控除など
 - 2 資本構成
 - 3 利益還元政策(配当政策)
 - 4 グローバルな立地選択への影響
 - 5 組織形態

18

図表19

グローバル化に伴う課題

- 1 選択肢: 課税地(個人所得課税との関連もある)、投資先など
- 2 多国籍企業の意思決定の具体的なイメージとしては:
 - 1) 輸出OR現地生産の選択・・・課税後収益率の比較(平均税率)
 - 2) 現地生産の場合、投資先国の選択・・・平均税率
 - 3) 生産規模の選択・・・限界税率(一定の税制の場合、影響なし)
 - 4) (可能な範囲で)利益を計上する国の選択(法定税率)
 - 一 法人税(主に平均税率)の一定の影響を報告する研究が多い
- 3 Tax competition 通常扱われるのは資本をめぐっての競争
 小国開放経済の場合 課税後収益率は国際市場で決まる
 比較的少ない数の国での競争 法定/平均/限界税率での複雑な競争
 * BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)・・・「税源浸食と利益移転行動計画」
- 4 海外所得への課税 global systemか、territorial systemか、外国税額控除、repatriation(多くの国がglobal system、日本:内国法人は全世界所得、外国法人は国内源泉所得のみ)

19

図表20

III 中長期の課題 「稼ぐ力」・グローバル化・法人の捉え方

ROEの国際比較(2000年～2010年の中央値)

	カナダ	ドイツ	フランス	UK	日本	韓国	シンガポール	台湾	USA
中央値	4.8	5.9	8.4	3.8	5.0	7.0	9.4	7.6	7.7
標準偏差	43.3	39.3	25.2	964.1	10.4	16.8	30.1	14.9	158.3

日・米・欧の比較

		ROE	売上高利益率
日本	製造業	4.6%	3.7%
	非製造業	6.3%	4.0%
	合計	5.3%	3.8%
米国	製造業	28.9%	11.6%
	非製造業	17.6%	9.7%
	合計	22.6%	10.5%
欧州	製造業	15.2%	9.2%
	非製造業	14.8%	8.6%
	合計	15.0%	8.9%

(出所)「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト(伊藤レポート)最終報告書、平成26年8月

20

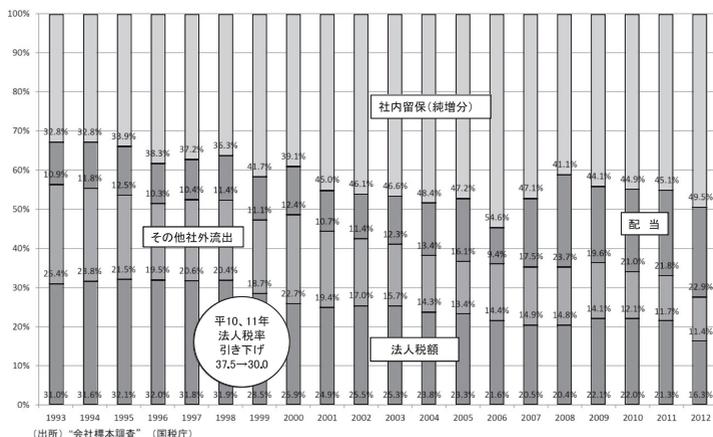
図表21 資本金規模別の利益等の状況

資本金	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
売上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
売上総利益	41.4%	27.3%	21.7%	19.1%	19.7%	23.5%
販管費	40.5%	25.3%	18.6%	15.9%	15.8%	20.6%
営業利益	0.9%	1.9%	3.0%	3.2%	3.8%	2.9%
税引前当期純利益	1.6%	1.8%	2.7%	3.1%	3.8%	2.9%
法人税、住民税及び 事業税	0.7%	0.9%	1.1%	1.2%	1.3%	1.1%
当期純利益	0.9%	0.9%	1.6%	1.8%	2.4%	1.7%
役員給与・賞与	9.3%	3.5%	1.1%	0.5%	0.2%	1.9%
従業員給与・賞与	15.1%	14.0%	11.9%	10.5%	7.6%	10.8%
福利厚生費	1.4%	1.6%	1.5%	1.7%	1.8%	1.7%
1社当たり役員数	1.7人	2.3人	3.3人	4.2人	9.1人	2.0人
1社当たり従業員数	4.5人	15.6人	88.4人	218.0人	1398.8人	14.9人

出所：法人企業統計調査（平成24年度）
（税制調査会資料）

21

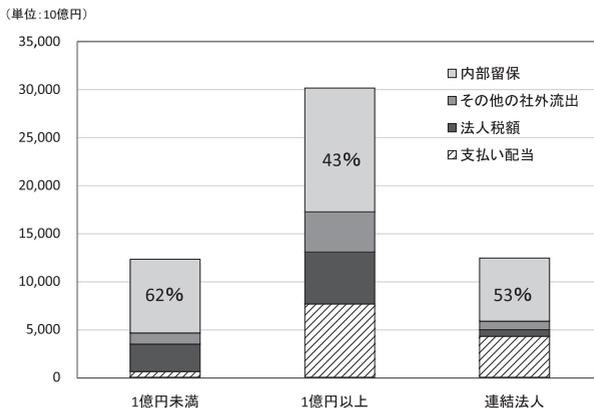
図表22 利益計上法人の益金処分の推移



22

図表23

益金処分の状況(資本金別:2012年度)

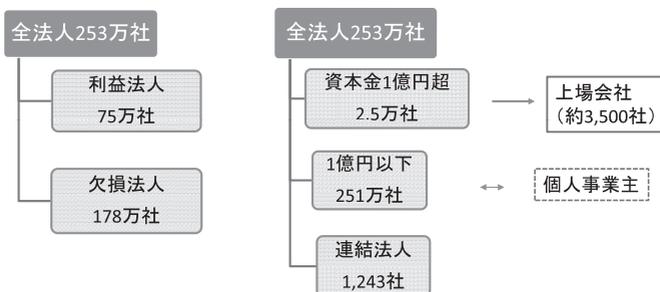


出所:会社標本調査(国税庁)

23

図表24

法人の分類(2012年度)



24